

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和5年11月27日(月)

開会 10時00分

閉会 11時18分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 上村和弘

次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、

次長(育成支援・社会教育担当) 山添達也、次長(研修担当) 荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、課長補佐兼班長 小林広明、

班長兼企画員 米澤道隆

教育財務課 課長 井畑晃洋、課長補佐兼班長 飛鳥井清司

学校経理・施設課 課長 西田恭子、課長補佐兼班長 雲匡司

教職員課 課長 福井崇司、班長 奥山剣司、班長 武藤誠

高校教育課 課長 山北正也、課長補佐兼班長 谷奥茂、班長 河合貞志

小中学校教育課 課長 早田清宏、課長補佐兼班長 谷本博史、

班長 前田亜弓

保健体育課 課長 堀越英範、課長補佐兼班長 横山勝規、係長 出口祐司

5 請願・陳情の付議の結果

	件名	審議結果
請願8	三重県立宇治山田高等学校における騒音被害の防止を求めることについての請願について	不採択
請願9	部活動の活動時間実績等の記録を求める請願について	不採択
請願10	部活動への参加強制につながる校則の改廃を求める請願について	不採択

請願 11	P T A への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について	不採択
請願 12	三重県立高等学校入学者選抜での勧誘防止の仕組みの構築を求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 31 号	令和 6 年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第 32 号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第 33 号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第 34 号	令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）（教育委員会関係）について	原案可決

7 報告題件名

報告 1	「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について
報告 2	「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について
報告 3	「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について
報告 4	令和 6 年度当初予算の要求状況（教育委員会関係）について

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回審議事項（11月14日開催）の審議結果の確認**

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・**議事録署名者の指名**

富樫委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第32号から議案第33号は人事に関する案件のため、議案第34号及び報告4は県議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願及び議案第31号を審議し、公開の報告1から報告3の報告を受けた後、非公開の議案第32号から議案第34号を審議し、非公開の報告4の報告を受ける順番とすることを決定する。

・**審議事項**

請願8 三重県立宇治山田高等学校における騒音被害の防止を求めることについての請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願8 三重県立宇治山田高等学校における騒音被害の防止を求めることについての請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、1、三重県立宇治山田高等学校の武道館、体育館につき、騒音被害が生じないように騒音防止の対策を講じること、2、上記1につき、騒音防止の対策が講じられるまで、同武道館、体育館の利用を中止することを求めています。

「2 請願の理由」では、武道館において、部活動（剣道等）のために利用されているが、武道館においては、騒音対策が不十分であり、近隣住民においては、同部活動の騒音により日々苦しめられており、長年にわたって同騒音に耐え忍んできたところであると記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

宇治山田高等学校では、請願者からの要望を受けて、武道場に遮音カーテンを設置したり、竹刀を使うなどの大きな音や声が出る練習を控え、武道場での練習内容を制限してきました。

令和5年4月からは、請願者の代理人弁護士と協議のうえ、大きな音や声が出る練習を行う時は武道場の窓を閉めたうえで、通常の練習を再開し、気温が高い時でも練習できるよう、令和5年9月にエアコンを設置するなどの対策を講じています。

令和5年10月に、学校職員が計測器を使用して練習中の武道場及び体育館の騒音レベルを計測したところ、伊勢市の騒音に係る基準値の範囲内でした。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。なお、武道場及び体育館の使用について生じる音が騒音とならないよう、今後も地域住民との話し合いを継続してまいります。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 8 はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願 9 部活動の活動時間実績等の記録を求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願 9 部活動の活動時間実績等の記録を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 27 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは、2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、部活動ごとの実際の活動時間や活動時の WBGT 指数といったことを記録することについて求めています。

「2 請願の理由」では、「三重県部活動ガイドライン」の定める部活動の練習日数・時間の上限が守られていない事例や、熱中症リスクの高い状況であっても、部活動が強行されている場合もあると記載されています。

それでは 1 ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

「三重県部活動ガイドライン」では、学校における部活動の活動計画（休養日や活動時間の設定含む）作成にあたっての留意事項を示すとともに、各部活動の活動計画と活動実態（時間、内容等）を適宜振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうかを検証することとしています。

また、各学校に対して、暑さ指数（WBGT）に応じた運動や各種行事の指針を設定するとともに、測定場所や測定タイミングの設定、暑さ指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備することなどについて通知し、対応しているところです。

以上のことから、本請願については、すでに実施されていることから不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 9 はいかがでしょうか。

大森委員

ちょっと1点確認なんですけど、私も職場でWBGTの件で色々問題なっているんですけども、例えば、各学校にセンサーがあって、そのセンターで温度を測ると自動的にメールで担当の教員たちに部活中止というようなメールが流れるようなシステムになっているんですかね。つまり、ここの測定場所や測定タイミングの設定、暑さ指数の記録、整備することについての通知というのは全部マニュアルですかね。要は人でやっているのか、それともオートで運動場にセンサーを付けておいて、それが感知したらメールが流れるようになっているのか、どっちなんですか。

堀越課長

基本的には部活動の顧問等であったり、授業の場合ならその担当の教員等がその場でWBGT計という小さなものなんですけど、それで計測して記録をするということになっていますので、そういうシステムというところまではできていない状況です。

大森委員

そうすると、この方は前も来ていたので、もうちょっと丁寧に説明しておいてもらった方がいいと思います。ちゃんと記録を取るシステムになっているという。要するに、確認しているということをもってもらった方がいいと思います。

堀越課長

承知しました。

大森委員

今年の夏はかなり皆さん気にされてうるさかったので、メールで流れるようにするくらいしてもらおうと。メールか学校でやってもらえると止まるかなと思います。

副教育長

実際、活動する場所で測るっていうことにガイドラインがなっていますので、体育館やグラウンドの場所によっても違いますので、やるところでやる前に測ってということで一応徹底はされているというふうに聞いています。

教育長

グラウンドでできなくても他の場所でならできる可能性もありますし、だから1ヶ所の測定値でどうこうということにはなかなかしにくいかもしれませんね。

大森委員

ただ、多分これからもこれは出てくると思いますので、十分に説明をしてもらわないとまた出てくると思います。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願 10 部活動への参加強制につながる校則の改廃を求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願 10 部活動への参加強制につながる校則の改廃を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 27 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは、2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県立高等学校の校則（「生徒心得」等）について、部活動への参加の強制につながる項目について、改廃を行うことを求めています。

「2 請願の理由」では、部活動に「参加すること」や「積極的に活動すること」が「基本的な心得」であることが校則で示されることで、生徒が誤解し、自主性・自発性の伴わない、不本意な入部をしてしまうことも考えられると記載されています。

それでは 1 ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、各県立高等学校において、部活動への参加を強制していません。

各県立高等学校では、部活動への生徒の任意加入を前提として、校則（生徒心得等）に部活動の意義や参加の奨励、活動の制限等を記載していますが、学校に確認したところ部活動への参加を強制するような記載内容ではありませんでした。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 10 はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願 11 P T A への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について（公開）

（山北高校教育課長説明）

請願 11 P T A への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 27 日提出 三重県教育委員会教育長

2 ページをご覧ください。これが請願書の写しです。請願者は先ほど紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」です。P T Aへの無許可個人情報提供の実態を調査し、無許可個人情報提供が行われないようにすることを求めています。

「2 請願の理由」です。9行目まで飛びますけれども、P T Aへの無許可個人情報提供が本当に行われていないかについて、実態の調査が必要と記載されています。また、下の方から2段落目の2行目くらいですが、個人情報の適正管理を県立学校長に指導するよう記載されております。

次に1ページにお戻りください。請願文書表があります。請願に対して教育長の意見を一番右側に記載しております。

県立学校においては、個人情報の適正管理について、毎年4月に県立学校長・事務長会議において周知しているところです。今後も引き続き、個人情報の適正な取り扱いについて周知徹底してまいります。

小中学校においては、個人情報等の適正管理の徹底について、毎年6月に各市町等教育委員会に通知しているところであり、引き続き、個人情報の提供についても適正に取り扱われるよう、機会をとらえて要請してまいります。以上のことから、本請願については不採択といたしたい。

なお、ここで少し補足説明をさせていただきます。P T Aは、公の支配に属さない団体でありまして、自立した運営が求められております。そのことから、運営等については、それぞれの学校のP T Aで自主的に判断し対応していくものと考えております。令和4年11月には、三重県高等学校P T A連合会から加入の意思を確認するよう説明がなされており、その内容に基づいて各P T Aが適切に対応しているものであると認識をしております。

今回の請願は、昨年8月に不採択とした請願と同様の趣旨であったため、回答も前回と同様の内容に留めております。また、昨年8月以降の対応としましては、昨年の10月ですけれども、請願者に対して、各県立学校が保有しております個人情報提供についての同意書の文書は提供を済ませております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 11 はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願 12 三重県立高等学校入学者選抜での勧誘防止の仕組みの構築を求める請願について（公開）

（山北高校教育課長説明）

請願 12 三重県立高等学校入学者選抜での勧誘防止の仕組みの構築を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出 三重県教育委員会教育長

2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しです。請願者は、先ほどご紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」です。県立高等学校入学者選抜に際して、高校側から中学生やその保護者に対する勧誘が行われていないかについて検証するための仕組みを構築することを求めています。

「2 請願の理由」です。昨年7月に高校教育課から県立高校に通知した「令和5年度三重県立高等学校入学者選抜の公正な実施について」の内容が守られていないとの指摘が記載されています。

具体的な内容については3ページをご覧ください。3つ目の段落、高校の教員と中学生・保護者及び中学校教員等が行う情報交換等の実態が勧誘である場合が少なくないと記載されています。第5段落には、情報交換等として行われた面会の実態が勧誘ではないかということについて、中学校や中学生・保護者が県教育委員会に対して直接回答するといった手法を取るなど、検証を行うための仕組みを構築する必要があると記載されております。

続いて、1ページにお戻りください。請願文書表がございます。請願に対しての教育長の意見を一番右側に記載しております。

県教育委員会では、7月の県立学校長会において、中学生及びその保護者に対して勧誘を行わないことや、言動に誤解を招くことがないように周知するとともに、各県立高校に通知しました。また、11月の高校教員対象の入学者選抜説明会でも改めて周知内容の徹底を図っています。

県立高校の教員は、通知に基づいて、生徒募集の件で中学校を訪問する際は、中学校の教員と面会し、教育活動や部活動の内容等について説明しています。

一方、中学校に対して、10月に開催した中学校教員対象の入学者選抜説明会において、高校への周知内容を共有するとともに、不適切な対応があった場合には、県教育委員会に報告するよう伝えていきます。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願12はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第31号 令和6年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（福井教職員課長説明）

議案第31号 令和6年度教職員人事異動基本方針について

令和6年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。

令和5年11月27日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりいただきますと、1ページに基本方針の案がございます。この前文にございますように、令和6年度の人事異動を行うに当たりましては、新たな「三重県教育ビジョン」がスタートする年度でありまして、各学校では、その施策を着実に実行する必要があるということや、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むこと、それから、質の高い学校経営をめざして、継続的な改善を一層推進することが求められる中で、積極的・計画的な人事異動を行うというふうにしています。

基本方針は以下の3点でして、「1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。」「2 校長の意見を尊重する。」「3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。」というものです。

おめくりいただきまして3ページ以降は、さらに詳細の方針を示した実施要領でございまして、3ページ以降が、小中学校・義務教育学校のもの、それから、9ページ以降が県立学校の実施要領となっております。

いずれも昨年度からの、特に大きな変更点はございません。それぞれの実施要領に基づいて、教職員の適正配置を図ってまいります。

それから今後ですけれども、本日ご審議いただいた後、県立学校は学校長に対して、それから、小中学校は市町教育委員会を通じて学校長へこの内容を周知いたします。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第31号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・報告事項

報告1 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について（公開）

（西田学校経理・施設課長説明）

報告1 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について

「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設

長寿命化実施計画」中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日提出 三重県教育委員会事務局 学校経理・施設課長

資料に基づきご説明いたします。県教育委員会では、学校施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するための中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的に、三重県庁全体の方針であります「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく個別施設計画として、「三重県立学校施設長寿命化計画」を令和2年3月に策定いたしました。

この長寿命化計画の実施にあたっては、具体的な改修方策を記載した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」を4年ごとに策定することとしていますが、第Ⅰ期実施計画が令和5年度で終了することから、令和6年度からの第Ⅱ期実施計画の策定を行います。併せて、策定から4年が経過した長寿命化計画について所要の改定を行います。

本日は、長寿命化計画につきましては、改定に係る中間案、また、第Ⅱ期実施計画については中間案として、別冊を配付させていただいております。これらにつきましては、案について、校長会や事務職員協会を通じて学校に意見照会をした後、この中間案としてまとめてございます。

それでは、1、長寿命化計画の主な改定内容でございます。1、現計画は三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校を対象としていますが、令和7年度に県立夜間中学が設置される予定のため「中学校」を対象に追加します。

2、「学校施設のめざす姿」として、三重県教育ビジョンの施策を掲載していますが、令和6年3月に策定予定の次期教育ビジョンの内容を追加いたします。本日の案では、教育ビジョンの中間案を掲載していますが、今後、教育ビジョンの策定状況に合わせて、こちらにも順次変更いたします。

4、令和8年度に現在の盲学校及び聾学校を集約し新築及び移転予定であること、令和7年度にみえ夢学園高等学校敷地内の研修棟を用途変更し県立夜間中学を設置する予定であることから、学校施設の改修の手法としております長寿命化改修、減築、建替に「集約化」及び「用途変更」を追加します。

5、気候変動により夏季の気温が上昇しつつある中、熱中症対策としても空調設備の計画的な更新等が必要となっており、建物の部位ごとの主な整備水準の一覧に「空調設備」を追加します。

続きまして、第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画の策定についてでございます。実施計画の概要といたしましては、第Ⅰ期計画期間に引き続き、屋上防水や外壁などのその部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施する方針に加えまして、空調設備等、不具合が発生すると学校運営に支障をきたす恐れがある設備の老朽化対策についても、予防保全として重点的に実施することとします。また、特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、引き続き改修を進めるとともに、建物の集約化や用途変更による整備についても、順次進めていくこととします。

第Ⅰ期実施計画のふりかえりでございますが、併せて「実施計画」という冊子の方にも記載させていただいております。主な内容については、こちらの資料にもまとめさせて

いただいておりますが、まず、実績でございますが、長寿命化改修については、屋上防水や外壁など、老朽化対策を重点に実施いたしました。当初の計画と同数の41棟の実施ですが、緊急性の高い工事の必要性が判明したこと等により、一部実施校舎や内容の見直し・変更を行っております。

トイレ改修工事については、こちらは本冊の3ページにございますが、令和6年度までの5年間で全県立学校における普通教室棟のトイレの便器の洋式化、床の乾式化が行えるよう取組を進めておりまして、令和5年度までの実績は47校になります。多機能トイレについては、令和4年度までにすべての県立学校における設置が完了いたしました。

第Ⅰ期中に把握した課題や環境の変化、これも本冊の4ページに挙げておりますが、主なものといたしましては、まず、月2回土日完全週休2日制での工事の発注により、工事期間が長期化する傾向がございます。

また、バリアフリー化の一層の推進、温室効果ガスの排出量削減、夏季の気温が上昇しつつある中での空調設備の計画的な更新や新規設置の必要性の高まりなどが挙げられます。第Ⅱ期実施計画においては、これらにも留意して取り組む必要があると考えております。

(3) 第Ⅱ期実施計画における改修等の概要についてでございますが、別冊の資料は5ページの方でございます。第Ⅰ期実施計画からの主な変更内容といたしましては、長寿命化改修における改修の内容については、「省エネルギー化の推進」を「省エネルギー化・脱炭素化の推進」とし、その内容に「太陽光発電設備の導入に向けての調査」を追加しております。

また、「バリアフリー化の推進」の内容に「エレベーターの設置」や「快適性の向上」の内容に「空調設備の更新等」を追加しております。

続いて、標準的な工期については、月2回土日完全週休2日制での工事発注を考慮し、工期をそれぞれ1か月拡大しております。本冊の6ページ以降にトイレ改修について記載しておりますが、令和7年度以降は、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修を実施いたします。

改修の手法として「集約化」「用途変更」の項目を追加しています。これは、先ほど申し上げました盲学校、聾学校の集約化、県立夜間中学の設置によるものです。

続きまして、(4) 今計画期間における実施予定校でございますが、考え方につきましては、第Ⅰ期と同様で、築年数と屋上防水や外壁等の劣化に着目して作成したリストから抽出した使用頻度の高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、改めて現地調査を行い、優先順位を判断いたしました。具体的には別冊資料の9ページに表を設けてございます。

第Ⅱ期では、エレベーターの設置や空調設備の更新等も計画することといたしまして、空調設備については、普通教室等における空調設備の使用状況や劣化状況等を考慮して、設置から20年経過したものを更新したいと考えております。

トイレの改修につきましては、第Ⅰ期計画の時点で、令和6年度までに全校において、使用頻度の最も高い普通教室を含む建物のトイレ、建物の縦で1系統の整備が完了するよう計画しておりますが、令和7年度以降は、使用頻度などを考慮したうえで、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修に着手いたします。

本冊の12、13ページに建物の劣化状況の一覧表を掲載しております、その中に、これまで実施したもの、これから実施するものが分かるように記載しております。

各中間案の内容につきましては、以上のとおりでございますが、今後、県議会常任委員会にも報告させていただいた上で、3月の定例会において改めて最終案をご報告させていただきたいと考えております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

富樫委員

本冊の12、13ページのところに劣化状況というのがありますけれども、耐震強度的なものというのはクリアできているということによろしいですか。

西田課長

そうですね。校舎の耐震については、もう耐震化完了しておりますので。

大森委員

本冊の方にも書いてあるんですけど、取り巻く環境が変わってきたという中で、施設設備ということなんですけれども、気になったのは、ダイバーシティ&インクルージョンの考えが入ってないのかなという。色々な子どもたちが多様化してくる中で、例えば、性自認の問題とか色々な問題があった時に、みんなのトイレは、実はそういうダイバーシティ&インクルージョンをふまえて非常に重要になってきて、ここで例えば、まとめてもらっている3ページに書いている「学校からの要望に応じて設置を検討します。」となっていると、結局、該当する児童生徒が入ってきた時に、多分高校生の方が多いと思いますけど、検討している間に卒業してしまうということが起きないかな。だから、ちょっとその点については、またご検討いただけたらいいのかな。特に多様性で、大学の場合は来年から私立も国公立も全てそういう配慮が必要と言われたら配慮しないといけないという義務化になっていますので、公立学校という意味で考えれば、そういう配慮してくださいって来た時には配慮しないといけないようになる。そうすると、検討しているだけでは終わってしまうこと、児童生徒の不利益が発生してしまうことになるので、そのダイバーシティ&インクルージョンの部分が抜けているかなという気がします。

西田課長

トイレにつきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、改修に際しては学校と十分話をしながら、こういった事例もありますよ、というようなお話もさせていただいているところでございます。今後も引き続き、それが学校からの要望だけでいいのかどうか、そういったところも十分考えながら進めていきたいと思っております。また、エレベーターの設置というのを今回入れさせていただいたんですが、エレベーターというの

は、実はそれこそ、今までそういう配慮が必要な生徒がみえた時に、させていただいたという実情があるんですけども、やはりそれでいいのかと。エレベーターの工事って非常に期間のかかるものですから、もちろんそういったことも大切なんですけれども、できたら、生徒がみえない時にでも計画的に進められないかということで今回このような形で入れさせていただきました。ご意見ありがとうございます。引き続きそのような視点を持っていきたいと思います。

教育長

男女どちらでも使用できるトイレって、みんなのトイレの前に、一応整備は終わっているんですね。

西田課長

多機能トイレ、要は誰でも、車椅子の方でも使えるトイレという、これは各学校の方に令和4年度にもう全校配備しておりますので、まずはそちらの方を使っただけると。

教育長

それに加えてということですよ。

大森委員

そうです。みんなのトイレになると多分どこも一緒なんですけれども、プライバシーの確保の問題が出てきて、細かい話なんですけど、入口の問題とか色々問題があると思いますので、ダイバーシティ&インクルージョンの観点から考えてもらった方がいいのかなと思います。

教育長

さらに充実ということですね。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について（公開）

（早田小中学校教育課長説明）

報告2 「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について

「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

1枚お開きください。現在作成しております「三重県立夜間中学設置基本方針」の中間案について状況をご説明申し上げます。

まず概要でございますが、構成について、この中間案は大きく4つの項目がございます。1番目が全国における公立夜間中学の設置状況でございます。2番目が三重県におけるこれまでの取組状況でございます。3番目が三重県立夜間中学の設置に係る基本構

想、めざす姿でございます。そして4番目がそのめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組みでございます。

1枚お開きいただきまして、主な内容につきましては、お手元の中間案を見ていただきながら説明を申し上げます。まず、この中間案の1ページをお開きください。

全国における公立夜間中学校の設置状況については、令和5年4月時点で17都道府県に44校設置されているという状況でございます。この44校について簡単に紹介をいたします。次の3ページをご覧ください。(1)学校規模・体制、学校別生徒数でございますが、これは令和4年度に文科省が行った調査結果によると、1校当たり平均39人生徒がいるという状況です。従いまして、1学年大体10人強という状況であることが分かります。

そして、4ページの右下の年齢別生徒数のところをご覧ください。学齢期というのは15歳までの中学生のことでございます。そこから5歳別、10歳別にありますが、幅広い年代に広がっているということが分かるかと思えます。

続きまして8ページをご覧ください。夜間中学校の設置に向けて、三重県としてどのように取り組んできたかについてまとめております。令和元年・2年度以降、ニーズ調査を行い、令和4年度には夜間中学の入学希望調査を実施しました。また、夜間学級体験教室「まなみえ」を令和3年度から実施しておりまして、今3年目を迎えているという状況でございます。

8ページの下にある設置場所についてでございますが、設置場所として、三重県立みえ夢学園高等学校の研修棟にすることを今年の6月に公表いたしました。9ページ以降は「まなみえ」の取組状況についてまとめていますので、説明は省略させていただきます。

13ページをお開きください。三重県立夜間中学の設置に係る基本構想、めざす姿でございます。三重県立夜間中学のめざす姿として、「一人ひとりの願いが芽生える 伸びる 広がる 学校」としております。

芽生えるとは、年齢や国籍、学びの経験を越えて、学ぶ楽しさを実感し、自分の願いや夢へのチャレンジが芽生える学校。伸びるとは、安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、願いや夢をかなえる力が伸びる学校。広がるとは、語り合い、認め合い、学び合いながら、さまざまな繋がりを通じて、卒業後のイメージが広がる学校ということを考えております。

14ページをご覧ください。このめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組みについて、芽生える、伸びる、広がるというパートで整理をしております。まず、「芽生える」というところでは、生徒の受入体制をどのように整えるかということについて整理をしております。義務教育を十分に受けられなかった方の学びたいという願いや思いを大切に、生徒を柔軟に受け入れて、義務教育の内容を学ぶ機会を提供するというふうにしております。

入学対象者としては、学齢期を過ぎた人で、以下のいずれかの要件を満たすものを入学対象とするとしまして、さまざまな理由により義務教育を修了していない人、不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった人、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の人を想定しております。

また、括弧書きのところがございますが、学齢期の生徒を受け入れる「学びの多様化学校」については、今後、文部科学省へ申請することを考えております。学校規模は全校生徒 50 人程度、修業年限については 3 年間を原則としつつも、個々の状況に応じて最長 9 年を目安とすることを考えています。また、入学時期と編入学については、4 月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者についても、個々の状況に応じて認めるということを考えております。

続きまして、15 ページをご覧ください。不登校等さまざまな事情を持つ人の学びの場づくりでございますが、誰一人取り残さない教育の実現のため、現役の中学生、学齢期の生徒についても選択肢となるよう「学びの多様化学校」の申請をするということを考えております。

次に、誰もが通いやすい学習環境の実現でございますが、生徒がそれぞれの事情に応じて学ぶ時間を選択することができるよう、一般的には夜間中学というのは夜間部ということで、17 時半以降に授業を行うところが多いですが、三重県としては、昼間部の時間帯も設定し、この時間に来られる方を受け入れたいというふうに考えております。

その他、ICT の活用、多文化共生のための環境づくり、身体的・経済的不安への対応、教育相談体制の充実についても記載をしております。

続きまして、17 ページをご覧ください。この「伸びる」では、夜間中学の中でどのような学習や活動を行うかについて記載をしております。1 番目、一人ひとりのニーズに応じたコースの設定でございますが、授業時間や内容を柔軟に設定し、小学校の学習内容も含めて、一人ひとりの習熟の度合いや理解の進度に応じた学びができるコース、そしてもう 1 つとして、「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコース、この 2 つのコースを設定したいと考えております。

また、3 段落目のところがございますが、一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて学習内容を個別に計画し、個に応じた授業の実現に向けて取り組むことを考えております。その他、2 番目がございます、実生活に役立つ授業、3 番目、キャリア教育、4 番目、学校行事や体験活動、5 番目、健康・レジリエンス教育、こういったことの充実にも取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、19 ページをご覧ください。卒業後の生徒一人ひとりの卒業後のイメージが広がるための取組について記載をしております。「人とのつながり」という意味では、学年や選択コースを越えて仲間と学習すること、また、県立みえ夢学園の中に設置をすることから、高等学校との交流する機会を設けることを記載しております。

さらに、「地域・社会とのつながり」という観点で地域の方々と繋がる機会の設定であったり、「未来とのつながり」ということでは、生徒一人ひとりが卒業後の新たな場所での活躍に繋がるような学習体験活動を提供するということについて記載をしております。

最後に、20 ページ、「円滑な学校運営のために」としまして、このめざす姿や取組について、円滑に進めるための体制を記載しております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

ちょっと1つだけ確認なんですけど、14ページのところで、入学対象者として学齢期を過ぎた人ということで、学齢期を過ぎた者に限る感じで書いてあって、学びの多様化学校については今後申請するって書いてあるんですけども、この学びの多様化学校のこともこの入学対象者のところに今後追加するということによろしいですか。今何も書いてないけれども。

早田課長

はい。今の時点では、申請を検討するというふうに書いていますが、最終案の段階では工夫をしていきたいと思っております。

教育長

だけど、17ページのAコース、Bコースのところでは、もう学びの多様化学校のことも書いてあるんですね。ここの整理はどう考えたらいいか。学びの多様化学校が書いてある部分と書いてない部分がよく見たらあるんだけど。

早田課長

申請するということを前提とした書きぶりに統一していきたいと考えております。

教育長

今後質問が出る可能性もあるので、少し整理しておいてください。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告3 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告3 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について、別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1ページをご覧ください。「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について、三重県部活動のあり方検討委員会等での協議及びパブリックコメントを経て、別紙1、別紙2及び別冊のとおり最終案をとりまとめました。

「1 中間からの主な変更点」は3点です。1点目の「Ⅲ 大会等の在り方の見直し」については、その内容が学校部活動及び地域クラブ活動のどちらにも関わることから、大きな項目を設けました。

2点目の「Ⅰ 新たな地域クラブ活動(3)指導者 ②適切な指導の実施」については、

性の多様性の理解を深めるため、「性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深める」と加筆修正するとともに、参考文献⑧として公益財団法人日本スポーツ協会「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」を追加しました。

3点目の「I 新たな地域クラブ活動」については、地域クラブ活動の定義に係る内容であり、法的根拠に基づいた定義とするため、社会教育法第2条の条文を加筆修正しました。

「2 県民意見の募集（パブリックコメント）の実施状況」については、別紙3のとおり80件の意見があり、内容を整理し64件に集約しました。今後、意見に対する県としての考え方をホームページ上に公開する予定です。

「3 今後の予定」については、12月中旬に「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」をホームページ上で公表し、関係者に通知するとともに、市町担当者会議で説明をします。また、私立学校には、環境生活部を通じて情報提供をします。

今後の取組としては、部活動のあり方検討委員会、作業部会、市町担当者会議により、各市町における取組状況の把握や課題解決に向けた取組を推進するとともに、今後の国の動向を注視し、必要に応じて本ガイドライン及び方針の改訂を検討します。

最後に2ページをご覧ください。2ページは、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案に係る策定体制及び策定経過となります。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

富樫委員

中間案からの主な変更点の(1)のところをもう少し詳しく。最終案でいうとどの辺りになりますかね。「大会等の在り方の見直し」という項目を起こしたということでしょうか。

堀越課長

別冊の20ページをご覧ください。こちらの方に大きな二重マルとして外出しをしたというような形になります。

富樫委員

地域クラブ活動もこういう大会に参加できますというようなことが明記されているような形なんですかね。それで言うと、どういうあり方を見直されたのか。

堀越課長

以前は、新たな地域クラブ活動のところに、この「大会等の在り方の見直し」というのが中に入っていたのですが、内容的には先ほどご説明したように、学校部活動と地域クラブ活動の両方に係るもので外出しした方が読みやすいだろうという判断で、このよう

な形に変更させていただいたということでございます。

富樫委員

元からあったものを。新しくという訳ではなくて。

堀越課長

そうです。

教育長

中身は変わってない。

堀越課長

中身は変わってございません。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第 32 号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 33 号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 34 号 令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）（教育委員会関係）について（非公開）

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 4 令和 6 年度当初予算の要求状況（教育委員会関係）について（非公開）

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言